

東京都北区

# 親子住まいる応援事業



## 1. 親子住まいる応援事業とは

子育て世帯や若年夫婦世帯の北区内への定住化を促進し、子育てしやすい住環境の整備や介護、子育て等の共助を推進することを目的として、北区内で親と近居又は同居するための住宅を取得する際の登記にかかる費用の一部を助成する事業です。

## 2. 助成額

▶ 予算の範囲内で1回限り **助成額 20万円**（上限）

住宅の取得に係る登記に要した費用（消費税を除く）が対象です。



City of Kita

北区 都市整備部 住宅課 住宅政策係

電話03-3908-9201

〒114-8508 北区王子本町1-15-22 第二庁舎3階9番窓口



### 3. 住宅の要件

---

この助成制度を受けるためには、取得する住宅が次の1～4の要件を全て満たす必要があります。

1. 北区内で新築又は購入する住宅であること。
2. 住宅の床面積が55㎡以上であること。  
(併用住宅の場合は住宅の部分の面積が55㎡以上であること。)
3. 新耐震基準を満たしている住宅であること。  
(昭和56年6月1日以降の建築基準法の規定による耐震基準を満たしていること。)
4. 建築基準法その他の関係法令の規定に適合するものであること。

### 4. 助成対象となる世帯

---

#### ①子育て世帯

- ・18歳未満の子ども(助成対象承認の申請(第1回目申請)時点で、18歳に達する日以後の最初の3月31日までにある者をいう。)を1人以上扶養している世帯。

#### ②若年夫婦世帯

- ・助成の申請をする方とその配偶者(「パートナーシップ宣誓書受領証」により申請者とのパートナーシップ関係が確認できる者なども含む)で構成される世帯。

(ただし、助成対象承認の申請(第1回目申請)をする年度の4月1日において、そのいずれかが40歳未満であること。)

### 5. その他の要件

---

この助成制度を受けるためには、次の1～7の要件を全て満たす必要があります。

1. 助成申請者が取得する住宅の登記名義人であること。
2. 近居又は同居をする親の住居が賃貸住宅である場合は、北区内に連続して5年以上居住していること。
3. 完了報告及び助成金の交付申請時において、助成対象世帯が助成対象となる住宅に居住し、親と近居又は同居していること。
4. 取得する住宅に同居する者全員が、住民税を滞納していないこと。
5. 取得する住宅に同居する者全員が、暴力団関係者(※)でないこと。  
※暴力団関係者：暴力団員又は暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者。
6. 取得する住宅に同居する者全員が、今までこの助成を受けたことがない者であること。  
※東京都北区親元近居助成事業(令和7年度まで実施)を受けたことがある場合、この助成を受けることができません。
7. 取得する住宅に同居する者全員が、本事業と類似する「国のその他助成事業」を受けていないこと。

## 6. 手続きの流れ

➤ 次の流れに沿って、手続きをしてください。登記の名義人となる方がご申請ください。

※	(土地のみの対象承認申請)	土地を先に購入・登記し、その後に建物を建てる場合は、土地の登記の前に別途申請が必要です。事前にお問い合わせください。
①	第1回目 対象承認申請	<ul style="list-style-type: none"> <li>助成対象承認申請書に必要書類を添えて申請してください(郵送可)</li> <li>申請は、<u>登記の手続きを行う前</u>までに行ってください (余裕をもってご申請ください)</li> </ul>
②	審査・承認決定	<ul style="list-style-type: none"> <li>審査により、追加で書類の提出をお願いすることがあります</li> <li>申請内容を確認するため、実態調査を行う場合があります</li> <li>約2～3週間後に審査結果を郵送します</li> </ul>
③	不動産登記手続	<ul style="list-style-type: none"> <li>不動産登記の手続き、登記費用のお支払いをしてください (申請者がお支払いをしたことがわかる領収書が必要になります。)</li> </ul>
④	第2回目 助成金交付申請	<ul style="list-style-type: none"> <li>助成金交付申請書に必要書類を添えて、申請してください(郵送可)</li> <li>申請期限：<u>登記日の翌日から6か月以内</u></li> </ul>
⑤	受付・審査・ 交付決定・支払	<ul style="list-style-type: none"> <li>審査により、追加で書類の提出をお願いすることがあります</li> <li>約2～3週間後に審査結果を郵送します</li> <li>審査結果送付後、約2～4週間後に助成金を指定口座に振り込みます</li> </ul>

郵送で申請する場合は、不備がないか等をよく確認のうえ提出してください

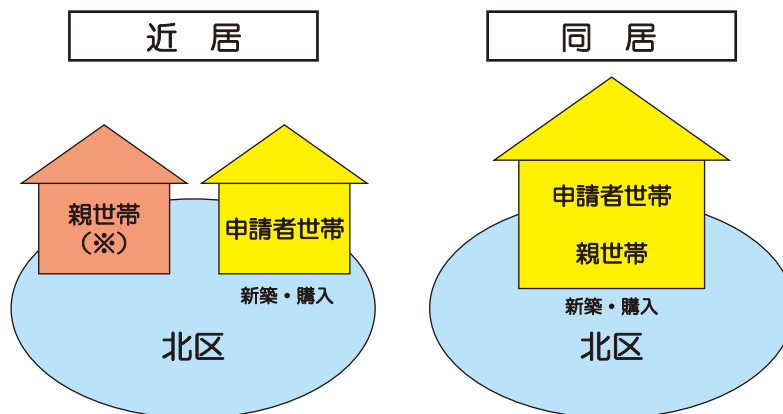
～ 申請書や必要書類のご案内等は、本パンフレットに挟んでいます ～

## 7. 注意事項

- ◎ 「中古の分譲マンション」や「中古の一戸建て」を購入した場合も助成対象となります。ただし、中古の物件の場合は耐震性があるかどうかの確認が必要となります。昭和56年6月1日以降に建築確認を受け着手した建物である場合、耐震補強を行い、耐震性を確保した建物である場合については対象となります(書類等により確認が必要です)。
- ◎ 必ず、住宅を新築又は購入する方で、取得する住宅の登記名義人となる方が申請してください。申請者が登記名義人とならなかった場合は、対象外です。  
なお、ご夫婦で共有名義にされる場合は、ご夫婦のどちらかが申請いただいても構いません。ただし、助成金交付申請(第2回目申請)の提出書類のうち司法書士等から発行される領収書に「申請者」の名前が書かれることが条件です。支払者がどなたになるかで、判断してください。
- ◎ 店舗などと兼用の住宅の場合は、事前にご相談ください。

## 8. 申請のポイント

### (1) 近居・同居について



※真実住宅の場合は、対象承認申請（1回目の申請）の時点で、北区に引き続き5年以上居住している必要があります。

※助成対象世帯やその親が北区外にお住いの場合も、助成金交付申請時において北区内で近居・同居状態であれば、助成対象になります。

### (2) 検査済証について

①中古マンションを購入された場合は、各マンションの管理組合で検査済証を保管している場合がありますのでご確認ください。

②検査済証の見本



建築基準法第7条の2第5項の規定による  
検査済証

## 9. 【フラット35】地域連携型の利用について

北区では、住宅金融支援機構と連携し、本事業を利用される方で、【フラット35】の要件を満たす場合、【フラット35】の借入金利の優遇を受けることができます。

◎【フラット35】地域連携型とは

地域連携等について積極的な取り組みを行う地方自治体と住宅金融支援機構が連携し、住宅取得に対する地方自治体からの財政的支援と併せて、【フラット35】の借入金利を一定期間引下げる制度です。

◎優遇の内容

引下げ期間及び金利：借入れから当初5年間 年▲0.5%引き下げ

◎申請の流れ（【フラット35】地域連携型を利用するとき）

- (1) 本事業の申請に当たり、事前に【フラット35】を利用される旨をお伝えいただき、「【フラット35】地域連携型利用申請書」を、本事業の対象承認申請（1回目の申請）の書類に併せて、区へご提出ください。
- (2) 申請受付後、区で審査の上、「【フラット35】地域連携型利用証明書」を発行します。
- (3) 上記の証明書を持参し、【フラット35】の取扱金融機関にて、融資の手続きを行ってください。
- (4) 住宅の建築・購入が終わり、転居が済みましたら、区へ本事業の交付申請をしてください。

※注意

「【フラット35】地域連携型」を利用するには、【フラット35】の借入申込み前に手続きが必要です。